

# 刈谷野田北部土地区画整理事業保留地予定地販売案内

## 1. 販売する保留地予定地

街区番号	仮地番	地 積	処分価格 (m <sup>2</sup> 当たり単価)	用途地域
		m <sup>2</sup> (坪)		
7	23	417.42m <sup>2</sup> (約126坪)	87,724,000円 (約210,200円/m <sup>2</sup> )	第二種住居地域

※当該保留地予定地の建ぺい率は60%、容積率は200%です。

## 2. 保留地予定地の位置

刈谷市野田町北屋敷地内

- (1) 保留地予定地に案内看板が設置しておりますので、現地をよくご確認ください。
- (2) 保留地予定地については現在の状況での引渡しとなりますが、今後地先への電柱新設を計画しておりますのでご承知おきください。契約後、土盛りや土留めを作るなどの費用はすべて購入者の負担で行っていただきます。

## 3. 販売方法

公開抽選（保留地予定地に申込者が1組の場合は抽選を行わず決定します）

※抽選に申込みのなかった場合は、令和8年2月18日（水）以降、令和8年3月17日（火）まで先着順で販売を受け付けます。ただし、令和8年3月31日（火）までに売買契約を締結していただく必要があります。

## 4. 抽選参加申込み受付の日時及び場所

受付日時 令和8年2月2日（月）から2月13日（金）まで  
午前9時から午後3時まで ※平日のみ

受付場所 刈谷市役所 市街地整備課（6階）

※抽選参加の申込みは、一世帯又は一法人当たり1申込みとします。

※後日、名義の変更はできません。共有名義での購入を希望される方は、共有名義でお申込みください。

## 5. 申込みに必要なもの

- (1) 抽選参加申込書
- (2) 世帯全員の住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）
- (3) 抽選参加保証金（現金20万円）
- (4) 請求書（抽選にはずれた場合に抽選参加保証金の返却に使用）
- (5) 申込者本人の普通預金通帳（抽選参加保証金返却確認用）
- (6) 代理人の場合は申込みをする人の委任状。共有で申込む場合で申込みに来られない人も委任状が必要です。

## 6. 申込用紙等配布場所

刈谷市役所市街地整備課で配布しております。また、刈谷市ホームページからダウンロードできます。

## 7. 抽選参加資格

次の人は抽選に申込むことができません。

- (1) 営利を目的として保留地予定地を売買の用に供しようとする人
- (2) 当選又は落札した保留地の売買契約を放棄又は解除した人
- (3) 未成年者
- (4) 成年被後見人
- (5) 被保佐人又は被補助人（保佐人又は補助人が今回の保留地処分について同意している場合を除く）
- (6) 破産者で復権を得ない人
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる人

## 8. 抽選の日時及び場所

抽選日時 令和8年2月17日（火） 午前10時

抽選場所 刈谷市役所7階 701会議室

- (1) 抽選参加申込みをした人は、当日抽選場所にいなくても抽選の対象となります。
- (2) 当選者の抽選参加保証金は保留地代金の一部とさせていただきます。当選者が契約を辞退された場合は、抽選参加保証金はお返ししません。

(3) 落選者の抽選参加保証金については抽選日から1か月ほどで指定口座にお返しいたします。

## 9. 売買契約・代金納入

(1) 当選者は、契約者としての資格の有無を確認するため、次の書類を提出してください。

ア 個人・・・身分（身元）証明書（本籍地の市区町村の発行するもので、破産者等に該当しない旨を証明するもの）

イ 法人・・・商業・法人登記簿謄本、登記事項証明書その他代表者の資格を証する書類

ウ 被保佐人又は被補助人・・・登記事項証明書及び保佐人補助人の同意を得て  
いる旨を証するもの

(2) (1)の書類を審査し、適格のときは売却決定通知書を送付します。売却決定の通知を受けた日から10日以内に売買契約を締結していただきます。契約の時に必要なものは印鑑、収入印紙30,000円分です。

(3) 売買代金の納入は売買契約を締結した日から30日以内です。売買代金から抽選参加保証金を差し引いた金額を入金していただきます。

## 10. 金融機関からの融資について

保留地予定地を担保に融資を受ける場合、事前に金融機関でご確認ください。

## 11. 権利譲渡の禁止

保留地予定地購入者は、換地処分後に所有権移転登記を行うまでは他の人に権利を譲渡（売買等）することはできません。

## 12. 注意事項

(1) 売買代金の未納付など契約不履行の場合は売買契約を解除し、抽選参加保証金はお返ししません。

(2) 保留地予定地は換地処分後、一旦「刈谷市」を所有者として保存登記いたします。その後契約された方に所有権を変更していただきますが、その際の手続きに必要な費用はすべて購入された方に負担していただきます。

- (3) 保留地予定地についての固定資産税等の公租公課は購入者の負担となります。
- (4) 電気、ガス、電話、上下水道等の敷地内への引き込みについては各設備管理者にお問い合わせください。

### 13. 周辺施設

JR 東海道本線「野田新町駅」、朝日幼稚園、朝日小学校、朝日中学校、東刈谷市民センター、刈谷豊田東病院

### 14. 問い合わせ先

刈谷市役所都市政策部市街地整備課区画整理業務係

電話 0566-62-1025

FAX 0566-23-9331